

平成 29～30 年度消費者委員会活動報告

平成 31 年 3 月

消費者委員会

本報告は、平成 29 年 9 月 1 日から平成 30 年 8 月 31 日までの 1 年間の消費者
委員会の活動についてまとめたものである。

目 次

高委員長巻頭言	3
第1章 消費者委員会の活動概要（平成29年9月～平成30年8月）	5
第2章 第5次委員会における主な調査審議事項	
1. 消費者基本計画の検証・評価・監視	6
（1）計画工程表の検証・評価・監視等に係る関係省庁ヒアリング等	
（2）計画工程表の改定に係る答申について	
2. 消費者委員会の建議、提言、意見、調査報告書	7
（1）消費者教育の推進に関する基本的な方針の改定に向けての意見	
（2）食品衛生規制等の見直しに関する意見	
（3）中部電力による電気料金値上げ後のフォローアップに関する消費者委員会意見	
（4）四国電力による伊方原子力発電所3号機の再稼働後の追加フォローアップに関する消費者委員会意見	
（5）消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更案に対する意見	
（6）消費者契約法の一部を改正する法律案に対する意見	
（7）電力・ガス小売自由化に関する課題についての消費者委員会意見	
（8）「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定」等に関する消費者委員会意見	
（9）関西電力による大飯原子力発電所3・4号機の再稼働に伴う電気料金値下げ後のフォローアップに関する消費者委員会意見	
3. 諮問を受けて答申を行った事項	14
（1）消費者教育の推進に関する法律第9条第7項の規定に基づく「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更についての答申	
（2）食品表示基準の一部改正に係る答申	
（3）特定保健用食品の表示許可に係る答申	

4. 消費者委員会からの建議に関するフォローアップ	15
（１）美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する 建議	
5. シンポジウムの開催及び外部との意見交換	16
（１）消費者問題シンポジウムの開催	
（２）消費者団体等関係団体との意見交換会の開催	
資料編	19

（余白）

はじめに

内閣府消費者委員会委員長 高 巖

平成29年9月、第5次消費者委員会は第4次消費者委員会よりその任務を引き継いだ。その際、第4次委員会より詳細な「留意事項」を申し受けた。またこれと併せ、本委員会として新たに取り組むべき消費者課題も抽出・整理した。これらを踏まえ、平成30年度（平成29年9月～平成30年8月）は、留意事項の着実な実施と新課題への取り組みを中心に進め、「中間整理」を含め、13の提言と意見を表明してきた。ここでは、主なもの4つを紹介しておきたい。

第1は「食品衛生規制等の見直しに関する意見」（平成29年12月20日）である。食品衛生法の改正をはじめとする食品衛生規制等の見直しに関し、厚生労働省より報告を受け、次のような意見を発出した。まずHACCPについては、企業規模等に応じた柔軟な運用がなされた場合においても、確保される衛生の水準が同等に保たれること、また中小・零細企業にもHACCPの趣旨が浸透するよう、必要な支援を行うこと等を要請し、リスクの高い成分を含む食品による被害が生じた場合については、事業者から行政への報告の制度を含め、迅速に情報を収集・分析し、情報を消費者に提供し、事業者に必要な措置をとる体制を整備すること等を求めた。

第2は「消費者契約法の一部を改正する法律案に対する意見」（平成30年3月8日）である。同法律案が閣議決定され、国会に提出されたことを受け、法案成立後にさらに対応が必要となる事項を確認した。第1は、「答申の付言」として指摘した喫緊の課題を早急に検討すること（契約条項の事前開示、つけ込み型勧誘のうち判断力不足等を不当に利用し過大な不利益を与えた場合の取消権、消費者に対する配慮事項として年齢等も含めること）、第2は「平均的な損害の額」の立証につき（更に精査が必要とされたため）、その精査及び検討方法を明らかにした上で、法律上の規定とするための検討を速やかに始めること、第3は、困惑類型の追加につき、特に若年層の被害対応に重点が置かれた規定となっているため、高齢者等の被害対応についても速やかに検討すること等を求めた。

第3は、公益通報者保護専門調査会による「中間整理」（平成30年7月）である。平成30年1月に専門調査会を再開し、その中で検討された事項を

「概ね方向性が示されたもの」と「検討課題として残されたもの」との2つに分け、7月までの議論を整理した。前者の方向性が示された事項については、例えば、(1) 通報者の範囲に、退職者や役員等を含めること、(2) 通報対象事実の範囲に、明文の根拠のある行政処分等の行政措置の対象となっているものを含めること、(3) 行政に対する外部通報では、真実相当性の要件を緩和すること、(4) 行政機関の通報体制に対し、整備義務を課すること、(5) 不利益取扱いに対する行政措置として、助言、指導を導入すること、是正勧告に従わない場合には、公表すること等が示された。

第4は、消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループによる「中間整理」(平成30年8月7日)である。同ワーキング・グループは、中長期的な視点に立って消費者行政のあるべき方向を、特に取引分野におけるルール形成に関し、示そうとするものである。かつて、内閣府国民生活審議会は、2003年に「21世紀型消費者行政の在り方について」という報告書を公表し、21世紀消費者行政のグランド・デザインを描いた。本中間整理は、その後の15年間で、社会や市場が大きく変化してきたことを受け、消費者委員会として、改めてグランド・デザインを再設計しようとするものである。

これ以外にも、電力・ガス小売自由化に関する課題についての消費者委員会意見(2018年5月31日)、消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更案に対する意見(2018年2月8日)、消費者基本計画工程表の改訂素案(2018年3月30日)に対する意見等も発出している。

以上の成果を踏まえ、次年度は、消費者委員会としての取り組みをさらに一段と前へ進める計画である。またこれまでの提言や意見が着実に実行されるよう、関係省庁の対応を引き続き注視していくつもりである。

以上

第1章 消費者委員会の活動概要（平成29年9月～平成30年8月）

消費者委員会（以下「委員会」という。）は、平成21年9月1日に、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号。以下、この章において「設置法」という。）の施行に伴い、消費者行政全般に対して監視機能を有する独立した第三者機関として、消費者庁とともに発足した。

主な任務は、

- 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項等に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣、関係大臣又は消費者庁長官に建議すること（設置法第6条第2項第1号）
- 内閣総理大臣、関係各大臣又は消費者庁長官の諮問に応じ、重要事項に関し、調査審議すること（設置法第6条第2項第2号）
- 消費者安全法（平成21年法律第50号）の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めること（設置法第6条第2項第3号）
- 消費者庁が所管する個別の法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること（設置法第6条第2項第4号）

である。

また、消費者問題に係る広範な専門分野にわたり、多数の事項を審議する必要があることから、委員会本体における審議だけではなく、委員会の下に部会・専門調査会等を設けて審議を行うこととしている（資料1－2及び資料1－3）。

平成29年9月1日から、平成30年8月31日までの1年間に於いて、計29回の委員会本会議を開催した（資料1－4）。平成21年9月1日における委員会の発足以降の通算では、計284回の委員会本会議を開催したこととなる。委員会本会議においては、消費者問題に係るさまざまな事項を調査審議していく中で、必要に応じ、委員会としての建議や各種の意見表明、関係省庁からの諮問に対する答申等を行ってきた。

また、委員会は、委員会本会議に向けた準備会合として「委員間打合せ」を随時開催し、さまざまな消費者問題や消費者行政が直面する課題等について、関係省庁・有識者等からのヒアリングや委員間の意見交換を行ってきた。

第2章では、この1年間の調査審議事項の概要や、建議等の意見表明及び調査報告の概要等について記す。

第2章 第5次委員会における主な調査審議事項

1. 消費者基本計画の検証・評価・監視

消費者基本法（昭和43年法律第78号）においては、消費者政策会議（消費者基本法第27条に基づき設けられた会議で、その庶務は消費者庁が行う。）が、消費者基本計画の案を作成しようとするときのほか、消費者政策会議が行う消費者政策の実施の状況の検証・評価・監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとする際には、委員会の意見を聴かなければならないとされている。

第3期消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定。以下、1において「計画」という。）については、計画工程表の改定に当たり、委員会は、消費者庁等の関係省庁から、委員間打合せ等を通じて、随時、その検討状況についてヒアリングを重ね、審議を行った。

（1）計画工程表の検証・評価・監視等に係る関係省庁ヒアリング等

計画工程表の改定に向けたヒアリングについては、第261回（平成29年11月24日）、第262回（平成29年12月6日）委員会本会議において、関係省庁ヒアリングを行った（テーマは、「電気通信事業法に基づく消費者保護ルールの実施状況」、「食品表示制度の理解、周知に係る取組状況」、「仮想通貨、サーバ型電子マネー、フィンテックに係る消費者問題への取組状況」）。その上で、第264回委員会本会議（平成29年12月20日）において、前記関係省庁ヒアリングの結果等の結果を踏まえ、計画の実施状況に関する検証・評価において、特に留意すべき事項や計画工程表の見直しに向けて具体的に検討すべき課題について、「消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び計画工程表の改定に向けての意見」（資料2-1-1）として取りまとめ、関係省庁に対して、計画工程表の改定素案に反映することを求めた。

その後、消費者庁をはじめとする関係府省庁等では、この意見も踏まえつつ、計画工程表の検証・評価及び見直し作業を行い、取りまとめられた計画工程表の改定素案について、第267回委員会本会議（平成30年2月14日）に消費者庁よりヒアリングを行った。当該ヒアリングの後、地方消費者行政の充実に向けた取組（平成30年2月14日）、適格消費者団体の機能強化に向けた取組（平成30年3月8日）及び成年年齢の引下げに対する取組（平成30年3月15日）等について追加的にヒアリングを行い、その結果を踏まえて第271回委員会本会議（平成30年3月30日）において、「消費者基本計画工程表の改定素案（平成30年2月）に対する意見」（資料2-1-2）を取りまとめた。

（２）計画工程表の改定に係る答申について

前記（１）の意見や消費者庁が実施したパブリックコメントの結果を含め、平成30年５月10日付で、消費者政策会議の会長たる内閣総理大臣から、計画工程表の改定案について意見を求められたことを受け、第273回委員会本会議（平成30年５月10日）において、計画工程表の改定原案について消費者庁から説明を聴取した。その結果、同日付けで、計画工程表の改定案については、同法の趣旨に鑑み妥当である旨の回答を行った。

２．消費者委員会の建議、提言、意見、調査報告書

（１）消費者教育の推進に関する基本的な方針の改定に向けての意見

消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）は、消費者教育を総合的・一体的に推進するため、国や地方公共団体の施策の指針となるだけでなく、消費者団体、事業者・事業者団体、教職員、消費生活相談員等消費者の担い手全ての指針となるもので、その内容は消費者教育全般を範囲とし、それぞれの方向性を示すものであり、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第9条第7項の規定に基づき、概ね５年ごとに検討が加えられることとされている。

当委員会では、今般策定する基本方針において、平成30年度からの５年間を見据えて消費者教育の方向性を示すことが重要と考えており、改定に当たっては、当委員会の指摘事項についての議論を深め、基本方針に盛り込まれること、また、消費者教育における今後５年間を見据えた重点事項が明示され、政府全体の共通認識となり、その取組が特に進展される必要があると考える。

こうした考えの下、当委員会は、第259回消費者委員会本会議（平成29年11月８日開催）において、基本方針の改定に向け、今後５年間で重点的に取り組むべき事項として次のとおり意見を取りまとめ、消費者庁長官及び文部科学事務次官あてに発出した（資料２－２－１）。

ア 成年年齢の引下げを見据えた迅速かつ計画的な対応

民法の成年年齢が引き下げられた場合に、新たに成年となる18歳、19歳を消費者被害から防止・救済するためには、消費者教育の充実や制度整備等の検討が必要であることから、まずは、基本方針において、成年年齢の引下げを見据えた消費者教育の充実に向けた対応に重点的に取り組む姿勢を打ち出すことが重要。

イ 新学習指導要領の着実な実施と連携した取組

若年層に対する消費者教育の柱の一つは学校教育であり、各学校のカ

リキュラムの基準となる学習指導要領が概ね10年ごとに改正され、平成30年度以降に、小学校、中学校、高等学校等に順次実施される見込みであることから、この機会を捉え、学校教育における消費者教育を一層充実させることが重要。

ウ 生涯を通じた切れ目のない学びの機会の提供

基本方針において、消費者教育は幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行わなければならないとされているが、消費者教育の機会を敢えて設けなければならないライフステージにある消費者（体系的な取組が行われにくい大学生、社会人、高齢者等や、事業者等が消費者教育に取り組むメリットが見えにくい（特に）社会人）への取組は、重点事項として意識して行うことが重要。

エ 消費者教育の効果測定を行うための必要な調査

消費者教育に関する取組の有効性等の効果検証を行い、単に知識の習得状況を把握するだけでなく、消費生活における姿勢・考え方、具体的な行動をどう変化させたか等を把握し、効果の最大限の発揮に向けた改善につなげることが重要。

（２）食品衛生規制等の見直しに関する意見

食のニーズの多様化、食のグローバル化、「健康食品」に起因する健康被害の発生や国際基準と整合的な食品衛生基準の必要性等を背景として、食品衛生法の改正をはじめとする食品衛生規制等の見直しを検討している厚生労働省より、消費者委員会はその検討状況についてヒアリングを行った。

その結果、食品の安全を取りまく環境の変化をふまえた対応が必要であると考えられたことから、（１）H A C C P（Hazard Analysis and Critical Control Point）方式による衛生管理制度を導入するにあたって求められる衛生の水準や、中小・零細企業へのH A C C Pの趣旨の浸透、（２）リスクの高い成分を含む食品に関する健康被害を防止するための実効的な仕組み、同食品によるものと疑われる健康被害が生じた場合の対応や体制整備、（３）食品表示法違反による食品リコールのうち、安全性に関わる理由によるものについての体制構築等、その検討にあたって求められる取組について、平成29年12月に意見を発出した（資料2－2－2）。

（３）中部電力による電気料金値上げ後のフォローアップに関する消費者委員会意見

消費者委員会は、平成26年度に電気料金改定を行った中部電力に関し、

消費者庁より平成29年11月14日付けで「中部電力株式会社に対する原価算定期間終了後の事後評価について」の付議を受けた。これを受け、消費者委員会の公共料金等専門調査会において、12月12日に中部電力からヒアリングを行うとともに、電力・ガス取引監視等委員会から同社に対する事後評価の聴取を行い、同専門調査会意見を取りまとめた。消費者委員会は、同専門調査会意見を踏まえ、上記付議に対する意見を取りまとめた（資料2-2-3）。

上記専門調査会意見では、まず、全体的な評価として、現行料金の妥当性については、現行料金をこれ以上上げる状況であるとはいえないが、他方で、中部電力の料金値上げは、浜岡原子力発電所の停止によるコスト増を主な理由とするものであったことから、そのコストが縮減した場合には、原則としてコスト減に対応した値下げが行われなければならないことや、燃料費や購入電力料以外の項目のコスト増を理由に、料金値下げを回避したり、値下げ幅を縮小する場合には、中部電力は、その理由を十分に説明し、消費者が説明内容を妥当だと納得出来るようにすることが必要であることを示した。

次に、個別項目として、「燃料費、その他経費」、「人件費」および「利益使途」について、それぞれ意見を示した。

さらに、今後の課題として、中部電力を含む電力各社による経営効率化や、原子力発電所の再稼働等に伴う費用の低減が規制料金メニューにも適切に反映されるよう、電力・ガス取引監視等委員会は、継続的な監視を行うとともに、電気事業法に基づく料金変更認可申請命令に係る基準等に照らし、経営状況等に変化が生じた場合には、公開の場で状況の検証を行うべきこと、需要補正制度の在り方について、今後積極的に見直しを検討することなどを求めた。

（４）四国電力による伊方原子力発電所３号機の再稼働後の追加フォローアップに関する消費者委員会意見

電力・ガス取引監視等委員会においては、四国電力について、現行料金原価に稼働を織り込んでいる原子力発電所伊方３号機が平成28年９月より再稼働していることを理由に原価算定期間終了後における平成28年度の事後評価を平成29年10月13日及び11月７日に行った。

消費者委員会の公共料金等専門調査会では、12月12日に四国電力からヒアリングを行うとともに、電力・ガス取引監視等委員会から同社に対する事後評価に関する聴取を行い、その結果を踏まえ、「四国電力による伊方原子力発電所３号機の再稼働後の追加フォローアップに関する専門調査会

意見」を取りまとめた。消費者委員会は、同専門調査会意見を踏まえ、意見を取りまとめた（資料２－２－４）

上記専門調査会意見では、まず、現状の評価として、四国電力は伊方原子力発電所３号機の稼働は料金原価に織込み済であることに加え、自由化に伴う契約者の離脱等による販売電力量の減少による影響が大きいと、規制料金値下げは困難な状況であるとしているが、販売電力量の減少程度は他社との比較では少ない落ち込みとなっている一方で、経営効率化の深掘りの程度は他社よりも低いものとなっているため、四国電力には経営効率化のための更なる取組が求められ、経営効率化の成果を今後、消費者へ還元する努力が必要であるとした。

次に、今後の課題として、電力・ガス取引監視等委員会においては、原発再稼働の進展により規制料金値上げの理由が失われた際には、料金引下げが適切に行われることにつき監視を行うことが必要であり、震災後に値上げを行ったその他の電力各社（北海道電力、関西電力２社を除く）についても同様に、原子力発電所の再稼働が進展した場合の原価算定期間後の事後評価を行うことが適切であるとした。また、電力・ガス取引監視等委員会においては、現在、超過利潤累積額が一定水準を超過しているか否かなどの審査基準に照らして、各電力会社（旧一般電気事業者）に対して料金変更認可申請命令の発動が必要かを判断するための毎年のチェックを行っているが、これに加えて、原価算定期間終了後一定期間経過した後、原子力発電所の再稼働状況如何に関わらず、規制料金適正性確保のため、想定原価と実績を比較してその乖離の状況を確認する等の事後評価を各電力会社（旧一般電気事業者）に対して実施するべきであるとした。

（５）消費者教育の推進に関する基本的な方針の変更案に対する意見

当委員会では、第262回消費者委員会本会議（平成29年12月６日開催）において、消費者庁及び文部科学省から、消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）の変更案についての説明を受けた。

その後、当委員会本会議での議論、パブリックコメントの結果等を踏まえて見直しが行われた基本方針の変更案について、第266回消費者委員会本会議（平成30年２月８日開催）において次の意見を取りまとめ、消費者庁長官及び文部科学事務次官あてに発出した（資料２－２－５）。

ア 基本方針を踏まえて実施される施策の着実な実施

変更案において、消費者教育の基本的な方向や推進の内容等について「検討する」としている事項についても、検討が終了したものから着実に実行に移されたい。

イ 当委員会意見における指摘事項への取組

平成29年11月8日付けで指摘した、今後5年間で重点的に取り組むべき事項の実施に向けて着実に取り組まれない。

特に、消費者教育の効果測定は、施策の有効性を高めるために重要であることから、「消費者教育の効果測定を行うために必要な調査」については積極的に取り組まれない。

(6) 消費者契約法の一部を改正する法律案に対する意見

平成26年8月5日付けで、内閣総理大臣から当委員会に諮問のあった消費者契約法（平成12年法律第61号）の契約締結過程及び契約条項の内容に係る規律等について、当委員会の下部組織である消費者契約法専門調査会にて合計47回に及ぶ議論を重ね「消費者契約法専門調査会報告書」を取りまとめ、当委員会は平成29年8月8日付けで答申した。答申には、早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題として付言をした。

平成30年3月2日「消費者契約法の一部を改正する法律案」（以下「法律案」という。）が閣議決定され、国会に提出された。

当委員会としては、本法律案成立後、更に対応が必要な下記の事項について、消費者庁に対して速やかにその検討を進めることを強く要請するべく、第269回消費者委員会本会議（平成30年3月8日）において、「消費者契約法の一部を改正する法律案に対する意見」を取りまとめた（資料2-2-6）。

① 付言事項への対応について

以下の事項を早急に検討し明らかにすべき喫緊の課題として答申に付言をしており、早急に検討するべきである。

- i 消費者契約における約款等の契約条件の事前開示につき、事業者が、合理的な方法で、消費者が契約締結前に、契約条項（新民法第548条の2以下の「定型約款」を含む。）をあらかじめ認識できるよう努めること。
- ii 合理的な判断をすることができない事情を利用して契約を締結させるいわゆる「つけ込み型」勧誘の類型につき、特に、高齢者・若年成人・障害者等の知識・経験・判断力の不足を不当に利用し過大な不利益をもたらす契約の勧誘が行われた場合における消費者の取消権。
- iii 消費者に対する配慮に努める事業者の義務につき、考慮すべき要因となる個別の消費者の事情として、「当該消費者契約の目的となるものについての知識及び経験」のほか、「当該消費者の年齢」等が含

まれること。

② 「平均的な損害の額」の立証に関する規律の在り方について

法第9条第1号の「平均的な損害の額」に関し、消費者が「事業の内容が類似する同種の事業者を生ずべき平均的な損害の額」を立証した場合には、その額が「当該事業者を生ずべき平均的な損害の額」と推定される旨の規定を設けることについて、更に精査が必要であり、引き続き検討するとのことであるが、その精査及び検討方法等について明らかにした上で、法律上に規定を設けるために必要な事項について速やかに検討するべきである。

③ 「困惑類型の追加」について

消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院消費者問題に関する特別委員会・平成28年4月28日、参議院地方・消費者問題に関する特別委員会・平成28年5月20日）で措置を講ずることとされていた「困惑類型の追加」についても当委員会において更なる調査・審議を行ったうえで答申した。この「困惑類型の追加」への対応のうち、「不安をあおる告知」と「人間関係の濫用」について、法律案において「社会生活上の経験が乏しいこと」が要件に付加されることによって特に若年層の被害対応に重点が置かれたものとなっている。答申の趣旨を実現するため、高齢者等の被害対応についても今後速やかに検討するべきである。

（7）電力・ガス小売自由化に関する課題についての消費者委員会意見

平成28年4月に行われた電力小売全面自由化から約2年、また都市ガス小売全面自由化から約1年が経過したことから、従前より提示している論点などを踏まえ、有識者、消費者団体、事業者や行政機関などから行ったヒアリングの結果などを踏まえ、自由化後の状況をフォローアップするとともに、今後更に重点的に注視すべき論点を整理し、「電力・ガス小売自由化に関する課題についての消費者委員会意見」を取りまとめた（資料2-2-7）。

具体的には、電力小売自由化に係るフォローアップでは、消費者にとっての電力小売自由化の成果である競争の加速化を通じた電気料金の抑制や選択肢の拡大の状況に十分でない部分があるので、競争の進展状況について注視していく必要があることなどを述べた。また、平成28年5月にとりまとめた「電力小売自由化について注視すべき論点」などを踏まえ、7つの項目（「料金プラン、事業者からの情報提供」、「電力比較サイトの信頼性向上」、「円滑なスイッチング対応等」、「消費生活相談への対応、相談対

応への体制整備」、「電力小売自由化の消費者への分かりやすい周知（自由化に関する認知度の更なる向上）」、「競争の更なる促進」、「経過措置期間終了後の料金規制の解除（経過措置に関する消費者の認知）」につき、それぞれフォローアップを行った。

都市ガス小売自由化などについては、「小売価格及び事業者間の競争動向の監視」、「適正なガス取引の確保及び競争の促進」、「都市ガス小売自由化に関する消費者への丁寧な周知」、「セット販売等に係る事業者からの情報提供」、「スイッチングを阻害する取引慣行の排除・透明化」、「消費生活相談への的確な対応」についてそれぞれ論点を整理するなどした。

上記各論点に加えて、「今後重点的に注視すべき論点」として、電力分野においては「地域格差や消費者が切替えに及ばない要因の解消」、「競争条件の整備」、「経過措置料金解除に係る慎重な検討」、都市ガス分野などにおいては「都市ガス市場の適正監視」、「競争条件の整備」、「隣接市場であるLP市場の適正性確保」についてそれぞれ論点を整理した。

また、消費者委員会公共料金等専門調査会においては、電力及び都市ガス小売全面自由化が消費者にもたらす影響につき、今後も引き続き検証（フォローアップ）を行うことなどを表明した。

（８）「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定」等に関する消費者委員会意見

消費者委員会の公共料金等専門調査会は、平成30年5月31日付で消費者庁より付議を受けた「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定」等について、平成30年6月1日に総務省及び有識者からヒアリングを行い、その結果を踏まえ、同専門調査会意見を取りまとめた。消費者委員会は、同専門調査会意見を踏まえ、上記付議に対する意見を取りまとめた（資料2-2-8）。

上記意見において、設定案については妥当であると認められると結論付けた上で、「基準料金指数と実際料金指数との乖離、メタルIP化への対応」、「生産性向上見込率測定手法の不断の見直し」、「政策決定プロセスの透明化の確保」、「消費者への情報提供」の4つの項目について、留意事項などを示した。

（９）関西電力による大飯原子力発電所3・4号機の再稼働に伴う電気料金値下げ後のフォローアップに関する消費者委員会意見

関西電力は、大飯原子力発電所3・4号機の再稼働を受け、平成30年7月1日より平均5.36%の電気料金の値下げを行った。関西電力の電気料金

については、これまで原発再稼働の遅れを理由に２度にわたり値上げされており、経済産業省による査定方針（平成27年５月）において、原価算定期間終了後に再稼働する場合は、原則として１基再稼働するごとに値下げを行うべきであり、この場合、再稼働の翌々月までを値下げの実施時期とすべきであること、および、値下げの実施時期や値下げ率等の適正性を確認・検証するとともに、広く情報を公開する観点から、値下げの時期を問わず、電気料金審査専門小委員会（※現在の料金審査専門会合）によるフォローアップが必要であるとの条件が盛り込まれた。

消費者委員会の公共料金等専門調査会ではフォローアップとして、大飯原子力発電所３・４号機の再稼働に伴う電気料金の値下げについて、平成30年７月23日に関西電力及び電力・ガス取引監視等委員会事務局からヒアリングを行い、調査審議を行った結果として同専門調査会意見を取りまとめた。消費者委員会は、同専門調査会意見を踏まえ、上記付議に対する意見を取りまとめた（資料２－２－９）。

上記専門調査会意見においては、まず、値下げについての評価として、大飯原子力発電所３・４号機の再稼働による火力燃料費の削減分が原価に反映され、値下げがなされたこと、平成27年６月の値上げ後、電力市場における競争の進展等の結果、関西電力の販売電力量は減少しており、単位（kWh）当たりの原価を上昇させるおそれがあったが、この上昇要因は経営効率化による経費削減で吸収され、値下げ幅は減少していないことなどを確認した。

次に、今後の課題として、関西電力及び各電力会社においては、原発停止や再稼働の遅れを理由として認可された電気料金の値上げについて、今後、原発再稼働などの進展がみられるのであれば、停止前の水準まで電気料金を戻すよう努力することが必要であり、仮に戻すことができないのであれば、その理由について十分に説明することが必要であること、電力・ガス取引監視等委員会及び消費者庁は、今後、関西電力のみならず各電力会社において原発再稼働が行われた場合には、原発再稼働により節約された燃料費が料金に適切に反映されているか、引き続き丁寧な検証を行うことを求めた。

３．諮問を受けて答申を行った事項

（１）消費者教育の推進に関する法律第９条第７項の規定に基づく「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更についての答申

平成30年２月26日付けで、内閣総理大臣及び文部科学大臣から、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第９条第７項の規定に基

づく「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更案について、同条第8項において準用する同条第5項の規定に基づいて意見を求められたことを受け、第269回消費者委員会本会議（同年3月8日開催）において、消費者庁及び文部科学省から同変更案についての説明を聴取した。その結果、同日付けで、「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更案については、同法の趣旨に鑑み妥当である旨の回答を行った（資料2-3-1）。

（2）食品表示基準の一部改正に係る答申

食品衛生上の扱いが変更されることに伴い表示も変える必要があること、および日EU間の経済連携協定締結に伴い地理的表示の観点から表示制度を整備する必要があることから、無菌充填豆腐、防かび剤（フルジオキソニル）及びボロニアソーセージ（Mortadella Bologna（モルタデッラボローニャ）の一般的な名称）の3点に関して、食品の表示に関する基準を改正する必要性が生じた。

内閣総理大臣が、食品表示法第四条において規定する食品表示基準を定めようとするときには、消費者委員会の意見を聴かなければならないとされていることから、上記を内容とする内閣総理大臣からの諮問に対し、消費者委員会では、平成30年6月6日の第44回食品表示部会において審議を行い、答申を発出した（資料2-3-2）。

（3）特定保健用食品の表示許可に係る答申

消費者庁長官が特定保健用食品の表示許可をするに当たっては、「健康増進法」に基づき定められた「健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令」により、その製品の安全性及び効果について消費者委員会の意見を聴かなければならないとされている。

上記による内閣総理大臣からの諮問に関し、消費者委員会新開発食品調査部会において審議を行った結果、平成29年12月に2品目、平成30年4月に2品目、同年6月に3品目、同年7月に1品目、同年8月に1品目、「特定保健用食品として認めることとして差し支えない」旨の答申を行った（資料2-3-3）。

4. 消費者委員会からの建議に関するフォローアップ

（1）美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議

- ・ 当委員会は、厚生労働大臣に対して、平成27年7月7日付けで「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」を

発出し、医療機関のホームページの情報提供の適正化、事前説明・同意の適正化及び苦情相談情報の活用を求めた。

- これを受けて、厚生労働省において検討が進められ、医療機関のウェブサイト等についても、虚偽、誇大等の不適切な表示を禁止し、中止・是正命令及び罰則を課すことができることを規定する等の医療法が改正された（平成29年6月公布）。
- 改正医療法の施行（平成30年6月1日）に先立ち、同省では「医療情報の提供内容等のあり方に関する検討会」を設置し、医療広告に係る省令やガイドラインの検討が行われていたため、当委員会では、第267回消費者委員会本会議（平成30年2月14日開催）において、医療広告規制の検討状況や今後の取組についての説明を受けた。

具体的には、省令では、①患者の主観又は伝聞に基づく治療の内容・効果に関する体験談の広告、②治療等の内容・効果について、患者等を誤認させるおそれのある治療の前後の写真の広告を行うことを禁止事項として規定することとし、ガイドラインには、①記事の掲載に当たって、例えば、医療機関に料金を支払わない場合は、誘引性が認められないため広告に該当しないこと、②治療前後の写真の掲載に当たり、通常必要となる治療内容、費用、治療による主なリスクや副作用等の詳細な説明を付すことにより広告可能である旨掲載することを考えている旨の説明があった。

また、関連する取組として、ウェブサイトの監視体制の強化、法改正内容の周知等についても併せて説明があった。

- 当委員会では、同省に対し、改正医療法の円滑な施行に向け、その周知や規制範囲の拡大に伴う監視体制の強化が重要な課題であり、その具体的な執行に当たっては一段の努力が必要であるとともに、徹底を図る上で、都道府県、消費生活センター等と連携を図ることも考えていただくことを求め、本建議に係る取組状況を引き続き注視していくこととした。

5. シンポジウムの開催及び外部との意見交換

（1）消費者問題シンポジウムの開催

委員会の委員が地方に出向き、消費者、関係各団体の声に直接真摯に耳を傾け、問題の解決に効果的に取り組むために、地方の関係団体や自治体などと連携し、意見交換等を行うものである。本シンポジウムは、平成24年1月以降、「地方消費者委員会」の名称で第10回まで開催を重ね、平成26年から名称を「消費者問題シンポジウム」と改めて開催している。本年

度は、岐阜市（平成29年10月）、和歌山市（平成29年12月）の計2か所で開催した。

（2）消費者団体等関係団体との意見交換会の開催

委員会活動の運営改善等を目的に、消費者団体ほか関係団体等から最近の活動状況や、委員会の活動についての意見・要望等を聴取、意見交換を行うための会議を定期的に行っている。本年度は、「消費者基本計画工程表改定に向けた要望等」をテーマとして平成29年11月に2回、「地方消費者行政の現状等」をテーマとして平成30年3月に1回、計3回の意見交換会を開催した。